風土記ノ頃ダニ、已ニ三四里ノ洲アリシ海ナレバ、今ハ大カタ村落、又ハ水田トナリ、潮來ト延方トノ水田ノ間、終ニ沼ノ如キ一所ヲ指テ、專ラ波逆浦ト云フ、桑滄ノ變感歎スベシ、

〔萬葉集十四東歌〕相聞

比多知奈流奈佐可能宇美乃、多麻毛許曾、比氣波多延須禮、阿杼可多延曾禰、

右十首、○九首略常陸國歌、

〔萬葉集抄十四〕ひたちのくに、なさかのうみといふは、いづくにあるぞと、としごろあまたの人にたづぬれども、すべてしりたる人なし、名をだにもきかずとなん申す、さればちからをよばぬによりてこれを案ずるに、常陸の鹿島の崎と、下總のうなかみとのあはひより、遠いりたる海あり、ずるはふたながれなり、風土記には、これを流海とかけり、今の人は、うちのうみとなん申す、そのうみ一ながれは、北のかた鹿島の郡、南のかた行方の郡とのなかにいれり、ひとながれは、此のかた行方郡と、下總の國のさかひをへて、信太の郡茨城の郡までにいれり、しかるにかのうちのうみ、鹽のみつるときには、浪殊にさかのぼる、しかれば浪のさかのぼる義によりて、なさかのうみといふべき也けり、

越前國越海

〔八雲御抄三上地儀〕海○中略　こしの

〔萬葉集三雜歌〕角鹿津乘船時、笠朝臣金村作歌一首幷短歌、

越海之角鹿乃濱從、大舟爾、眞梶貫下、勇魚取、海路爾出而、阿倍寸管、我搒行者、大夫乃、手結我浦爾、海未通女、鹽燒災、草枕、客之有者、獨爲而、見知師無美、綿津海乃、手二卷四而有、珠手次、懸而之努櫃、日本島根乎、

反歌

越海乃、手結之浦矣、客爲而、見者乏見、日本思櫃、